

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第31回） 議事録

1. 日 時：平成18年5月11日（木）13：00～15：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

【委 員】阿部博之会長、薬師寺泰蔵議員、岸本忠三議員、柘植綾夫議員、
黒田玲子議員、原山優子議員
秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、澤井敬史委員、
野間口有委員、平田正委員、本田圭子委員、松重和美委員、森下竜一委員、
横山浩委員、渡部俊也委員

【文部科学省】佐野太 研究振興局 研究環境・産業連携課長
井上卓己 研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転室長

【経済産業省】中西宏典 産業技術環境局 大学連携推進課 課長

【特 許 庁】荒巻慎哉 総務部 技術調査課 大学等支援室長

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】

中川健朗 内閣官房知的財産戦略推進事務局 内閣参事官

【事 務 局】土井俊一 参事官

【阿部会長】 それでは、時間になりましたので、ただいまから、第 31 回「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

なお、庄山議員、黒川議員、稲蔭委員、井上委員、竹岡委員、美原委員は御欠席の連絡をいただいております。

本年 1 月に知的財産専門調査会を再開して、これまでさまざまな議論をしていただいておりますが、今回はそのとりまとめの会合になりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、最初に事務局から資料の確認をしてください。

【事務局】 お手元に議事次第がございますが、その下のところの配付資料でございます。

資料 1 は「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（案）」でございます。

資料 2 は「知的財産戦略について（案）」でございます。

資料 3 は「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチームの設置について（案）」でございます。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。本日は議事次第にありますように、とりまとめが必要な案件が 3 つございます。順次御意見をいただいて、とりまとめをさせていただきたいと思っております。

それでは、1 つ目の議題であります「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」であります。

昨年 1 月の本専門調査会におきまして、これに関するプロジェクトチーム、正確には「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」の設置を決定して以来、プロジェクトチームを 5 回開催し、その後、研究における特許使用円滑化検討ワーキンググループを 3 回開催して、指針をとりまとめていただいたものであります。

その後、委員の方々や関係府省とも調整をして、若干の修正がございましたが、ほぼワーキンググループでとりまとめていただいたことと同じでありますので報告してもらいたいと思っております。なお、本件については、プロジェクトチームと専門調査会のメンバーが重なっておりますので、両者合同開催とさせていただきます。

それでは、事務局から、この案について説明をしてください。

【事務局】 お手元の資料 1、「研究ライセンスに関する指針（案）」でございます。

1 枚めくっていただきまして、1 ページの「1. 基本認識」でございます。ここには研究ライセンスの指針の基本的な考え方というのを書いてございまして、(1) は知的財産は産学連携や研究開発成果の事業化を促進するといったような意味で、非常に重要な役割を果たすものであり、大学等においてもそのためのルール整備などが進められてきたこと。(2) は、そういった大学におきましては、その事業活動においてはもとより、研究活動に携わる者であっても、他者の知的財産権を尊重し、適正な配慮の下に知的財産権を活用

することが求められていること。

(3)は、大学は知的財産を創造した権利者であると同時に、研究活動において、他者の権利を使用する者であるという両方の立場を持っているということ。

その上で(4)でございますけれども、知的財産の創造、保護、活用からなる知的創造サイクルは、活力ある創造活動を前提としており、我が国の知の創造拠点である大学等はその根幹を担っていること。こうした重要な役割を担う大学は、知的財産を活用して事業化を促進するだけでなく、知的財産を円滑に使用し、自由な研究活動を推進することについて、認識共有を進めることが必要であるということでございます。

2ページに移りまして「2.本指針の目的」でございますが、(1)に書いてございますように、この指針は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく大学の知的財産権について、他の大学が非営利目的の研究において、それを使用する場合の基本的な考え方を示し、大学の研究における知的財産権の使用の円滑化を図ろうということでございます。

(3)を見ていただきますと、本指針は研究コミュニティに広く周知され、研究における知的財産権の円滑な使用についての認識共有が進むことが望ましいということ。そのため、大学等のみならず、本指針の対象外である民間企業であっても、この基本的な考え方に賛同できる場合は、自らの判断で指針に沿った運用が行われることが期待されるということでございます。

3ページは、「3.研究ライセンスの基本的な考え方」でございます。

(1)は研究ライセンスの供与でございますが、大学の知的財産権者は、他の大学から研究ライセンスを求められた場合には、研究を差し止めることなくライセンスを供与するということ。

(2)は、そのときの対価でございますが、原則としてロイヤリティー・フリー、または合理的なロイヤリティーとするということ。

(3)研究ライセンスの供与を受けた場合に、その条件等に関しまして、遵守と管理を大学等がやっていくということ。

また、4ページに移りますが(4)でございます。今、申しました研究ライセンスというのは、簡便で迅速な手続で行われる必要があるということでございます。

(5)この研究ライセンスが円滑に活用されるためには、発明者である研究者の理解と協力が不可欠であり、研究者との認識共有を進めることが望ましいこと。

(6)は有体物の提供について言及してございます。

「4.研究ライセンスの普及等」ですが、この考え方を普及させていくために、(1)でございますが、関係府省が大学等に対する周知をする。あるいは下の2行でございますが、研究ライセンスのための簡便な書式などを作成し、公表していくということ。

また、5ページにまいりますと、大学等はこの指針に沿ってライセンスポリシー等の整備を進めていくことが望ましいこと。

(3) は、その進捗状況についてのフォローアップをやっていこうということ。

(4)(5) は、特許情報の活用関係。また (6) は紛争への対応でございます。

6 ~ 7 ページは、今、御説明した部分についての注釈。

8 ページを見ていただきますと別紙というのがございますけれども、これは研究ライセンス供与に関する、より技術的・具体的な留意事項を記載してございます。

私の方からの説明は以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。本指針につきましては、事務局から事前に御相談をさせていただいていると聞いておりますので、もし御意見がありましたら、御発言をいただきたいと思えます。

その前にワーキンググループのとりまとめを、座長をしていただいた、渡部委員、何か御発言をされることはありますか。

【渡部専門委員】 特にないです。

【阿部会長】 それでは、委員の先生方、何かございましたら、お願いします。

【秋元専門委員】 これは非常に私個人としては、いい指針だと思っています。その中で、特許権者をきちんと尊重した上で考えると。かつ基本的な認識のところでは創造、保護、活用をきちんとおられます。

2 ページの (3) のところで、いわゆる研究コミュニティについても広く周知する。その場合に、民間企業の場合については賛同できる場合ということで、要するにノンバイディングだという話が出ております。

もう一つは、ここで初めて非営利ということが定義づけられていますね。6 ページの注5のところで「非営利目的の研究」。このところに、「大学において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究」と。事業化段階に入る前の研究というのは、これは当然企業もありますし、先ほど言いましたように企業とは言わなくても、研究コミュニティというところで広く考えなければいけない。

そうした場合に、3 ページの「(1) 研究ライセンスの供与」のところに「大学等の知的財産権者は、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾」というところがあるんですが、これは他の大学からだけであって、国の原資でこういうものを行ったときに、場合によっては非営利目的で企業がやる場合もある。そういうことで、この「他の大学等から」という言葉はむしろない方がいいのではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

【阿部会長】 これは、企業は余り入れないでほしいという御意見が一方でありまして、それでこういう整理になったと私は理解しております。ですから、今の秋元専門委員のようなお考えはどちらかという、ライフサイエンス系の方に多いのではないかと思います。

【秋元専門委員】 そうなんです。だから、むしろ非営利というのを初めてここで定義づけしたわけですね。今までは特許法でいうと、業ということで、大学も業が入ってしまう。でも、非営利目的ということは初めて定義してきた。そうであれば、非営利目的のときに、

企業という言葉を入れるのではないですが、リサーチコミュニティに広く使うという基本認識の方が何となく、すっといくのではないかという気がいたしました。

【阿部会長】 多分そういう御意見の方も何割かおられるのではないかと思います、事務局、何かこの点について、整理をする段階でどうですか。

【事務局】 この指針をつくるに当たって、秋元専門委員からおっしゃられたような御意見は、ライフサイエンス分野の関係の方からは意見がございました。

ところが一方、それ以外の分野では、やはり民間企業は政府原資といえども、自らが取得した知的財産について、全体的なルールとして、ライセンスを供与しなければいけないということまでを決めてしまわれるのは困る場合があるという意見も他の分野からはいろいろございましたので、今回は先ほども御指摘があった3の「(1)研究ライセンスの供与」のところは、大学間という形にして、その上で2ページの「2.本指針の目的」の(3)にございますように、民間企業が賛同できる場合には、企業の方々の判断で運用していただきたいということを書いたという構成にしております。

その上で、更に申しますと、注釈の6でございます。7ページの上から2行目でございますけれども、先ほど申しましたように、ライフサイエンス分野、民間企業も含めてという意見が非常に多うございましたから、そこについては、その分野の特殊性に応じた配慮が必要であるということを書き記しております。

その上でまた、そういうライフサイエンス分野につきましては、次の案件になりますけれども、知的財産戦略の方にライフサイエンス分野での特許の使用の円滑化問題を更に検討するというようにしているということでございます。

【阿部会長】 皆さんの御意見をコンプロマイズしたところがありますので、渡部先生、何か補足は。

【渡部専門委員】 もうここがぎりぎりというところです。

【阿部会長】 今、事務局からもありましたけれども、あとでライフサイエンスについて、議論するグループをつくっていただきますので、ライフサイエンス特有のことについて、もう少し突っ込んだことを御議論をいただくことは一応想定しておりますので、またよろしくをお願いします。

では、平田専門委員、お願いします。

【平田専門委員】 企業に絡むところは、非常に注釈等で注意深く、このガイドラインの適用範囲を明確にしておりますので、これについては特に問題ないんですけども、大学の中でのこういう発明のスムーズな活用、研究の自由度確保という趣旨から見ますと、ライセンスのトランスファーをスムーズにやりなさいということはいろいろ書いてありますが、研究ライセンスを与える側のメリットというか、その辺について、少し記述面での配慮が足りないのかなと思います。

確かにオリジネーターを尊重するというところは1行触れてありますけれども、ライセンス側の第1発明者の権利を尊重するという面で、例えば、ライセンスを受ける側がこの

技術については第1発明者はだれですよということを、いつも何かの形で明記するような、要するにライセンスを与える側のオリジネーターとしてのメリットを配慮するような記述がどこかにあってもいいのではないかという気がします。

【阿部会長】 我々としてどこまで書くかということにもなるわけですが、一応4ページの(5)というのは、新しく加えたのはここでしたか。

【事務局】 (5)でございます。

【阿部会長】 ここで一応、発明者についての配慮を加えて書かせていただいているんですが、例えば論文などでもそうですけれども、当然リファアするのは常識なんですけど、そこまで我々が書くべきかどうかというのはよくわからないところなんですけれども、これは何か事務局で、先生方からある程度そういう議論はありましたか。

【事務局】 一応、この考え方としましては、今、阿部会長から御指摘があったように、4ページの(5)というところで研究者に対する配慮をしていくということ。

もう一つは別紙のところ、8ページになりますけれども、より研究ライセンスに関する詳細な留意事項というのがございまして、そういう中でいろいろ、今、平田専門委員が御指摘になったような議論もございました。

一応、現在の文章では、例えば留意点の(4)のところ。「研究ライセンスにより研究を行う者には、後続する研究開発の成果の公表の自由が原則として認められる」ということと、一方、権利者側は公表に対する制約。これを余り強くかけ過ぎますと、また厳しい条件というのが付いてくるわけなんですけれども、例えば未公開の発明の保護だとか合理的な理由がある場合はそういう条件を付けられるということになっておりまして、そういう中に、先ほど言いました発明者に対する言及とかそういうようなことも合理的な理由という中で読めるのではないかと考えております。

【平田専門委員】 基本的に、ここで書いてあるのでよろしいと思うんですけども、ガイドラインではライセンスを与える側からの留意点がいろいろ書いてあるので、そういうライセンスを受ける側の留意点がもう少しあってもよいかと思ったということです。

【阿部会長】 わかりました。ありがとうございました。もう一回、全体を見直してみたいとは思いますが。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【横山専門委員】 全体の考え方というのは、非常にリーズナブルだと思うんですけども、個別に考えていきますと、例えば我々産総研で基礎研究という形で行っているものから生じた知的財産、特許権も企業にライセンスしておりますし、場合によっては独占とか、専用という形でライセンスしているものもございまして、そういうものについて大学等から使用についてライセンスを求めるといって許諾を求められると、それは企業に対してもともと専用あるいは独占でライセンスしていた契約とうまく整合させられるのかどうかというのが気がかりだと。それが私が思った1つです。

もう一つは、これに関係するんですけども、非営利目的の研究についてということで、一応、定義が与えられているわけなんですけど、比較的狭く定義が与えられておまして、実際にどれが基礎研究あるいは実用化に入る前の研究かという、ここで言うところの非営利に相当するのかという具体論になると、かなりあいまいになってくるのではないかと。

そういう意味では、前半について言いますと、ライセンスの供与という非常に表立った形で権利をやりとりするというようなものがあるのかどうか。むしろ通常の特許権であれば、その技術そのものを発展させるための自由実施というのがあるわけですけども、そういうもうちょっと精神論的な意味合いで記述するという、逆にあいまいになってしまうのかもしれませんが、そういうやり方の方が我々、既に基礎研究であっても企業に独占とかそういうことをやっている者とコンフリクトが生じずに、非営利という目的にも沿った運用ができるのではないかと感じたりいたしました。

【阿部会長】 どこか修正した方がいいという御意見なんですか。

【横山専門委員】 この時点で、特に修正ということはないんですけども、これはこれで文面としてよろしいかと思いますが、次の議論ということですので後で申し上げるべきだったかもしれませんが、実際にもう一段深めて外形的な定義というようなものをもう少しはっきりさせていかないと、運用が難しくなるのではないかと感じたということでもあります。

【阿部会長】 渡部先生、最後のところは別として、今のはどういうふうに理解したらいいですか。

【渡部専門委員】 最初、かなり細かい条項まで決める方向で検討していたものを、コンセンサスを取れる少し抽象的なところまで引き上げた格好で今回はまとめたという経緯もございまして、言われるとおり、今後の運用についてはまた個別に検討していくということはあると思いますが、これはガイドラインなので、各機関としてそれをどういうふうに落とし込むかというところで検討されるのが適切かと思います。が、おっしゃるようなことは当然あるかと思います。

【阿部会長】 産総研も含めて、各大学がどういうふうに、このガイドラインに基づいて具体的なポリシーをおつくりになるかということになるわけですけども、事務局にいろんな問い合わせが来るかもしれませんが、一般的に言って、かなりデリケートな問題は、この問題自体が含んでいる性格のものだと思いますので、そういうものの積み重ねをやっていく必要はあるかもしれません。ありがとうございました。

いかがでしょうか。

では、資料1の指針を本専門調査会のとりまとめとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【阿部会長】 ありがとうございました。今後、先ほどの御意見にもありましたように、各機関がポリシーを決めていく段階でいろいろ事務局に質問・相談があると思いますので、

そういうものを踏まえて、ある時期にまた修正する必要があったら御相談させていただきたいと思います。

ありがとうございました。この指針につきましては、総理も出られる5月の総合科学技術会議本会議に報告して、各関係大臣に意見具申をする予定でございます。

ありがとうございました。次に移らせていただきます。

2つ目の議題であります。「(2)知的財産戦略について」でございます。本件につきましては前回会合でいろいろ御議論をいただきましたし、その後、専門委員の方々からいただいた御意見を基に関係府省との調整を行いまして、とりまとめ案を作成いたしました。事務局から説明してください。

【事務局】 お手元の資料2でございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ「はじめに」でございますが、ここについては4月の会合の際に御紹介しておりまして、特に大きな変更はございませんので省略させていただきます。

その上で、4ページの「I. 大学等の知的財産管理の充実」でございます。

四角囲みの基本認識の中でございますけれども、この中で特に重要な点を挙げますと、下から6行目「このため」というところでございますが「大学には、『件数』のみに偏らず『質の重視』を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していくという、本格的な知的財産戦略が求められており、そのための知的財産管理の充実が必要である」という点がこの章で非常に重要な点です。

その上で「1. 国際的な特許出願を支援する」。JST等における海外特許出願支援の充実というのを、第1番目の施策として書いてございます。

5ページに移りますと「2. 知的財産の適正な管理を支援する」ということでございます。件数のみに偏らず質を重視するために、大学等に対してさまざまな支援をしていくということをして ~ まで書いてございます。

「3. 特許料等の減免措置を改正する」ということでございまして、大学等に対する特許料の減免措置、発明者にポストドクター、学生等といったような方が含まれる場合とか、TLOから大学へ権利移転する場合などの減免を可能とするよう、改正法案を提出するということ。

「4. 大学等に対する弁理士の支援活動を促す」ということで、3つの施策を書いてございます。

以上が、Iでございます。

7ページに移りますと「II. 優れた知的財産創出のための特許情報等の整備」でございます。

基本認識の中の4行目でございますが「特許情報を研究開発に最大限活用するため、国が保有する全ての特許情報やその検索ツールを公共財と位置付け、迅速かつ利便性の高い形で研究者に提供して行く必要がある。このため、特許情報へのアクセスの改善や論文情

報と特許情報を統合して検索するシステム等の整備を進める」といったような認識を示してございます。

下の方に行きますと「1．特許情報等の活用のためのシステム等を整備する」。今、申しましたような基本認識の下に、 は特許情報と論文情報を統合した検索システムをつくるための施策。また、それ以外にも専門委員の方々からいろいろいただきました情報であったり、特許のデータベースであったり、あるいはライフサイエンスに関するデータベースの統合であったり、そういったような具体策を 、 、 、 と記載してございます。

9ページに移りますと、先ほど基本認識のところでは触れませんでした、2と3の2つの項目がございませぬ。

先ほどの議題1のところでも御議論がございましたが「2．研究における知的財産権の使用を円滑化する」ということでございまして、 は先ほどとりまとめいただきました研究ライセンスに関する指針を大学に周知し、また簡便な書式のモデル例などを作成、公表して行って普及していこうと。

また、 は、その指針の大学等における取組みの状況に応じて、ポリシー等の整備状況や、研究ライセンスの利用や管理の状況といったものを調査し、総合科学技術会議の当専門調査会で引き続きフォローアップしていこうということでございます。

「3．先端技術分野における知的財産問題に取り組む」ということでございまして、先ほどでも議論がございましたが、研究ライセンスに関する指針の中にもございましたように、ライフサイエンス分野におきましては大学間のみならず、民間企業を含めた、より突っ込んだリサーチツール特許に関する使用の円滑化の議論が必要でございます。また、そのほかにも本専門調査会で御指摘のあった先端技術に関する特許保護であったり、技術移転のための知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知的財産の諸問題について、総合科学技術会議の下で幅広い観点から検討していくということを書いてございます。

「4．コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する」でございます。

11ページに移りますと「III．大学等の知的財産の活用の促進」でございます。

基本認識の第2パラグラフのところでございますが、従来、これまで大学の知財本部やTLOでは、国内でのルール整備とかそういうことをいろいろやってきましたが、今後は、知的財産を活用して、国際的な受託研究や共同研究などの産学官連携を推進していくことが重要な課題だということ。そのために、海外企業との交渉や契約に対応できる体制、知的財産専門人材の育成・確保が不可欠であり、大学知的財産本部の国際機能の強化やTLOとの連携強化等を推進していくことが極めて重要。この点が、この章の一番重要なポイントかと思えます。

そういう基本認識の下に「1．大学知的財産本部・TLOを強化する」の でございませぬけれども、大学知財本部が国際的な権利取得とその活用をしていくための国際機能の強化というのを記載してございます。

また、12 ページに移りまして、上から 2 つ目の でございますけれども、大学知財本部と T L O の一本化や一層の連携強化を含めた総合的かつ効果的な体制整備について検討し、公表していき、各大学等の検討を促していくということ。

「 2 . 国際的な共同研究契約等のための取組を強化する 」でございます、大学と海外企業との共同研究契約において生じる問題などの調査、公表をやっていこうということでございます。

「 3 . 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する 」。このために、13 ページの上から 2 つ目の などにございますように、分野別の契約モデルをつくったり、議論の場を提供していった、柔軟化・迅速化を進めていこうということでございます。

「 4 . 共同研究における学生の位置付けを明確化する 」。

「 5 . 利益相反マネージメントを強化する 」ための施策。 は大学全般の話、 は医学分野における利益相反マネージメントの普及でございます。

「 6 . ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する 」。

「 7 . 紛争処理体制を整備する 」を挙げてございます。

15 ページに移りますと「 IV . 知的財産関連人材の育成・確保 」でございます。

基本認識の中の第 2 パラグラフにございますように、とり分け、大学等が、国内のみならず国際的な産学官連携や共同研究を念頭に置き、知的財産権を国際的に取得し活用していくためには、大学知財本部や T L O において、国際的な知的財産専門人材を確保していく必要があること。

更に 2 つ下のパラグラフでございますけれども、この専門調査会の議論でもございましたが、大学における知的財産教育の充実が不可欠であり、学部の段階で理系人材等が知財の基礎知識を習得する機会を広く提供する必要があること。また、知的財産専門職大学院を始めさまざまな大学において、知財専門人材を育成するための体系的な教育プログラムの充実が望ましいこと。

更に、もう一つ下の段でございますけれども、法科大学院でございます、そこでも理系人材等多様なバックグラウンドを有する人材の受け入れや知財科目の充実が重要であること。こういったことを挙げてございます。

その上で、具体的な施策、16 ページでございますが、1 番は「国際的な知的財産専門人材を育成する」ということでございまして、 の項目でいいますと、下の 3 行でございます。特に、平成 18 年度以降、海外研修等を通じ大学知的財産本部において国際的に通用する知的財産専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進すること。

2 は「知的財産に関する体系的な教育を促進する」でございます。

3 は「産学連携によるインターンシップを推進する」でございます、そのうちの は産学の連携によって企業の現場の実践的環境を活用したインターンシップ。

また、 は日本弁理士会の協力を得て、弁理士事務所における自主的なインターンシップの受け入れを挙げてございます。

4 番にまいりますと「TLOの人材を育成する」。

5 番は「知的財産情報を活用できる人材を育成する」。特許情報等のシステムの整備をやりますので、それと併せて、それを活用できる人材の育成を進めていこうということ。6 番は「コンテンツ等の融合分野の人材を育成する」。

7 番は「知的財産関係の人材ネットワークを広げる」。

8 番は「弁理士試験制度を見直す」ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。これにつきましても各委員の先生方に事務局からいろいろ御意見を伺ってまとめたとは聞いておりますけれども、改めて御質問、御意見がありましたらどうぞよろしくお願い申し上げます。

どうぞ。

【森下専門委員】 15 ページ、16 ページのところなのですが、15 ページの枠の中には、大学における学段落階での理系人材が知的財産の基礎知識を習得する機会を広く提供すると出ていますが、個別案件の方には、その文面が出てきていないように思うんですけども、16 ページの の 1 のところですか、この後ぐらいに同じ文面が入ってもいいのかなという気がするんですが、もしどこかに入っていれば、見ていないのかもしれないけれども。

【阿部会長】 事務局、確認してください。

【事務局】 今の御指摘の点でございますけれども、具体的な施策として学部について言及した施策はございません。

ただ、我々の「知的財産戦略について(案)」というとりまとめは、知的財産本部で毎年とりまとめられます知的財産推進計画とも非常に密接に関係しているものでございまして、過去にとりまとめられた知的財産推進計画の 2003、2004、2005 の方には具体的に学段落階での理系人材に対する知財教育を充実するという項目が今までずっと記載されてございましたので、ここでは基本認識を提起するにとどめて、具体策までは記載しなかったということでございます。

【阿部会長】 これは書いてもいいんじゃないですか。どこか適当なところはないですか。ただ、今の四角の中で、森下専門委員の御指摘のところですが、「学段落階で理系人材等が知的財産の基礎知識を習得する機会を広く提供するとともに」云々といって望ましいとなっているでしょう。そうすると、これは 1 つの提案になっているわけですね。

ですから、例えば 2005 とか 2004 に書いてあったのと同じことを書くのは変な感じがしますから、更に充実するとかいうことでメンションしておいた方がいいんじゃないですか。それは適当なところに書かせていただいてもいいですか、会長の責任でということ、それではよろしく申し上げます。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【松重専門委員】 今回の戦略は、かなり大学の方に配慮していただいているというか、現在、実務面で大学が面している問題をかなり具体的に取り上げていただいていると思います。

もう一つは、今回は国際的な連携ということが、検討課題となっておりますが、その中で、今、大学が考える海外との連携というのは、海外の企業だけではなくて、海外の大学、それから日本の大学と海外企業だけではなくて日本の企業も含めた連携というのがあると思うんです。

具体的には 12 ページのところ、その記述があるわけですが、1 のところは、まず大学と海外企業という形の想定で書いてあるわけですが、このところも先ほど言ったように、日本の大学と海外の大学、それに日本の企業も含めた国際的連携も現実として事例が出てきていますので、そういったところを少し視点として盛り込んでいただければと思います。

【阿部会長】 わかりました。どうですか、事務局。どこにも書いていないんだったら、今の趣旨は入れた方がいいように思いますが、どこかに書いてありますか。

【事務局】 同じく 13 ページの下から 2 行目の 3 . というところの共同研究契約の柔軟性と迅速性というのは、一応去年もずっと取り組んできた事項ですが、日本の大学と日本の企業の間での共同研究の場合を書いてございまして、こちらはかなり過去にも議論を重ねてまいりましたので、企業も大学もかなり柔軟性は出てきたけれども、まだもってやはり契約関係では迅速性という点では問題があるので、いろんな施策を更に進める。

それに対しまして 2 . は、大学と海外企業によりの絞って考えますと、まだまだ出だしの段階ですから、まず、契約の迅速性とか、それ以前の問題として、どういう留意事項が必要かとか、そういうことの周知が必要ではないかということで、かなり段階的に差があるという認識で分けて書いたという理解でございます。

【阿部会長】 今、松重専門委員のおっしゃったのは、外国の大学との関係をおっしゃったんですか。

【松重専門委員】 はい。

【阿部会長】 外国の大学との関係というのは、具体的にどんなことを念頭に置いておられますか。

【松重専門委員】 例えば、アメリカの大学もありますけれども、中国では我々のところは清華大学との連携の取り組みを始めています。

その中で、中国での知的財産の取り扱いについてはいろいろ批判もありますので、大学としても具体的に共同研究やるときに、知財についての契約の内容をどう取り扱うかについて我々自身もちょっと困っている。

【阿部会長】 例えば、清華大学と京都大学で共同研究するときの知財の在り方ですか。

【松重専門委員】 はい。それに、実は大学間だけではなくて、日本の企業も一緒にやりたいという事例も出てきていますので、先ほど申しましたように、日本の大学と海外の企

業という視点だけではなく、海外の大学、また国内の企業も関係するような国際的連携も含めた視点をこの段階で検討して頂ければ。

【阿部会長】 それは抜けていますね。

【事務局】 はい。

【阿部会長】 これは言及していただいて、何かおかしくなるということはないと思います。それでは、もしよろしければ、書かせていただきたいと思いますので、あと文案について松重先生に修文を見てもらってください。いいですか。

【事務局】 わかりました。ちょっとよろしいでしょうか。

【阿部会長】 どうぞ。

【事務局】 さっき私は少しシチュエーションを間違った御発言をしたかもしれませんが、2.ののところは、大学と海外企業を書いていますけれども、こういうところでは留意事項の調査とかをやりますので、この中で海外の大学との共同研究の留意事項とかの調査ができるかどうかと思いますので、併せて調査をするというような形で考えさせていただこうと思います。

【阿部会長】 では、お願いします。ほかにいかがですか。

どうぞ。

【薬師寺議員】 今の松重先生の話は、私は慶應で副学長のときにもそれを担当していて実際に経験いたしました。例えば日本の大学と中国の大学がある種の研究をやって企業が入ってきたときに、非常に難しい問題がありますので、是非これはいろんな大学がいろんな外国の大学とやって、企業もそれに乗ってくるというときに、知的所有権の問題というのは、結構複雑骨折みたいになりますので、是非それは今後重要な問題として、私も松重先生のご意見をセコンドしたいと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。ちょっと文章に気を付けて書かなければいけないかもしれませんね。では、そんなふうにさせていただきます。

ほかの点は、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまいただいた御意見につきましては、修文をさせていただきたいと思いますが、最終的には会長一任とさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【阿部会長】 それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

今、とりまとめていただいた知的財産戦略についても5月の総合科学技術会議の本会議に報告して、関係大臣に意見具申をする予定でございます。

また、知的財産戦略本部において、6月に策定予定の知的財産推進計画2006にも反映していただきたいと考えております。

荒井さん、よろしいですね。

【荒井専門委員】 わかりました。

【阿部会長】 それでは、ありがとうございました。議題3に移らせていただきます。

ライフサイエンス分野における知的財産に関する検討プロジェクトチームの設置についてでございます。

これにつきましては、先ほどお認めいただきました「知的財産戦略について(案)」には、ライフサイエンス分野における知的財産に関する諸問題について、総合科学技術会議の下で検討するという項目がございます。本プロジェクトチームは、その具体的な検討を行うために設置するものでございます。

それでは、事務局で説明をしてください。

【事務局】 お手元の資料3でございます。

「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチームの設置について(案)」ということでございます。

「1 設置趣旨」でございますけれども、我が国の科学技術を振興し、国際競争力の強化につなげるためには、知的財産の保護・活用が非常に重要であり、特に先端技術分野における技術の進展に対し、知的財産制度の保護と活用が円滑に行われるということは、研究開発を推進する上で重要であるということ。

また、ライフサイエンス分野は、技術の進展が著しいだけでなく、一つの特許に基本特許が原則1つという形で、特許の重みが非常に重いと、そういう問題がございます。

また、本専門調査会でもいろいろ御指摘がございましたように、遺伝子改変動物に係る特許の使用の円滑化など、そういった課題が非常に多く指摘されておられるわけでございます。そのために、本検討プロジェクトチームを設置するというのが趣旨でございます。

「2 検討内容」でございますけれども、先ほど決定いただいた「知的財産戦略について(案)」に書かれておりましたことを基本的に検討していくということございまして、1つは、汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物等のリサーチツール特許に関する使用の円滑化、また先端技術に関する特許制度の保護及び運用の在り方、技術移転等のための知的財産人材の確保など、そういった課題を把握して幅広い観点から検討を行うということでございます。

「3 検討スケジュール」にございますように、7月を目途にプロジェクトチームを開催し、とりまとめた結果は、本専門調査会に報告をするということを考えてございます。以上です。

【阿部会長】 ありがとうございました。ただいま事務局から説明してもらいましたように、資料3のプロジェクトチームを設置したいと考えておりますが、何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、御異義がないようですので、本プロジェクトチームを設置することといたします。

人選等については、会長一任とさせていただきたいと思っております。

それでは、今日は3つの議題についてとりまとめをいただきまして、ありがとうございます。

ました。まだ、少し時間がございますので、今後こういったとりまとめ案を実行していくに当たって御意見がありましたら、いただきたいと思います。

先ほど一部そういう御意見もいただいておりますけれども、どこでも結構でございますので、もし御発言がありましたら、お願いします。

【渡部専門委員】 先ほどの国際的な知的財産人材で、国際融合人材のところ、文部科学省、経済産業省、関係府省と書いてあって、実際に施策に落とすときに、なかなか使えるものと使えないものが結構あるのではないかと思います。

【阿部会長】 何ページですか。

【渡部専門委員】 16 ページの人材育成のところ。「国際的な産学官連携や企業の事業展開を推進するため」というところで、人材育成の話です。

こういうところの話なんですけれども、例えば知的財産研究所なんかのホームページを見ますと、何か留学の支援みたいなことが書いてあって、私はちょっと確認していないんですけれども、特許特会じゃないかなと思うんです。ですから、例えばそういうようなものがあるのであれば、それをもっと広げていくとか、詳しくそこら辺を見ていかれて施策に落とせるかどうかというのを是非検討していただきたいと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。事務局で何かありますか。

【事務局】 御指摘の特許特会の件をよく調べて可能性を考えてみたいと思います。

【阿部会長】 どうぞ。

【森下専門委員】 先ほどの理系人材の教育のところなんですけれども、大学全体を見ますと、工学部、理学部辺りは、かなり以前から学部での教育の集中コースがあるので、比較的そういう教育の取組みはやりやすいと思うんですが、一番問題なのは、医歯薬のところだと思うんです。これは別の会議でも言いましたけれども、徒弟制度が非常に残っている関係で、共通の授業が余りないんです。

そのところの知的財産教育というのが、実はほとんどされていないのではないかという気がしてまして、本来一番多い領域でもありますので、是非医歯薬学部という具体的な名前があるか、ないかは別にして、取組みのときには、やはりそのところをかなり焦点を入れていかないと。もう工学部の辺りはかなりでき上がっているんじゃないかと思うんです。ある意味、やはり今まで目が行き届いていないところを挙げていくという取組みをしていただきたいと思います。

【阿部会長】 医学部は、学部も徒弟なんですか。

【森下専門委員】 基本的に知的財産の講義というのは多分ないと思うんです。もともと非常に教育量が多いので、今のところは多分入っていないです。大学院での共通講座というのはもともとないんです。ですから、各教室に配属になって、そのまま研究し出しますので、ですからどこかのタイミングで入れないと、知的財産という言葉自体知らない人が結構いるような印象が強く、ちょっと特殊かなという気がしないでもないんですけれども、ただ薬学も歯学も6年制のところはほとんど同じような傾向があるようですね。

【阿部会長】 6年制が悪いわけではないんでしょうけれども、そうですか。どういうふうにしたらいいんですかね。政府が授業をやれというのも変な話だし、でも問題意識はわかりました。先生みたいな特別詳しい人も医学部にいると。

【森下専門委員】 実学が中心です。

【阿部会長】 わかりました。我々も何かやはり機会をとらえて発言をしていくことも大切かもしれないですね。

どうぞ。

【薬師寺議員】 先生のところの医学部ですけれども、私どもの医学部は研究所をつくりまして、その中に民間も入れるようになっていきますから、一緒にやっている医学部の先生と研究での知財の話は、当然その中で重要になってくるんです。阪大なんかはどういうふうになっているんですか。

【森下専門委員】 研究所という形ではないんですけれども、今度、共同研究講座というのができまして、同じような仕組みであるんですけれども、そこに参加している人たちは、ある意味知財が詳しい人がもともと多いんです。

ただ、そこもある意味教育ではないんです。実践論としてのオン・ザ・ジョブ・トレーニングはできていますけれども、ある意味知的財産というものがどういう段階で出さなければいけないとか、どういう形で保護されるべき存在なのかという辺りを含めて、恐らくベースになるところの教育というのが、多分学部教育でも大学院教育でも基本的にはコースが存在しないと思います。工学部は最近あるのかもしれませんが、医学部系辺りは、全くそういう共通授業はもともとないので、やはりそういうベースのところの話を一回しておかないと、結局そういう講座をやるときにも、知らないままに、ある意味間違った情報を持ったまま、妙にある部分だけ詳しくったり、ちょっとアンバランスな傾向があるんです。権利意識だけはあったり、逆に保護意識だけはあったりとか、ですから、そういった意味では、どこかで一回はコースとして入れておいてもいいのかなという気がしました。

工学部系の方なんかは割と就職の話が多いので、結構そういう面からももともと詳しくなりやすい要素があると思うんですけれども、医歯薬の場合はやはり資格なので、就職などの話は関係ありませんので、どうしても本来の授業の中も国家試験とかが中心になりますので、そういう国家試験に関係ないものというのは入りにくい構造なんです。

【阿部会長】 わかりました。工学部がそんなにほめられる状況かどうかはわかりませんが、相対的にはそうかもしれませんね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【飯田専門委員】 1つは、今のことにも関連するのですが、やはり工学部でも学科間とか、研究単位ごとの派閥意識があって、ほかのところを入れないということも結構あるのです。

一番やりやすいのは、1年時に知財教育を入れていただくことと思います。どの先生も余り関与しない分野になりますので、そこでやっていただけるといいのではないかなと、自分の経験から考えますとそう思います。

それから、インターンシップのことで、16ページのことに關してですが、ドクターコース、いわゆる博士課程における長期インターンシップにも広げていくということなのですが、これに絡んでどうしても必要なのが、インターンシップへ行く前の知財教育をきちんとやっていただくことです。是非推し進めていただきたい。インターンシップへ行ったはいいけれども、大学で生まれたものをインターンシップ先で自由に話してくる人もいますし、逆の場合も出てきます。インターンシップへ行く前の事前教育システムというものを経済産業省あるいは文部科学省の方で具体的に推し進めていただければいいのではないかと考えております。

【阿部会長】 ありがとうございます。それはあるとないとで大分違いますね。大違いかもしれませんね。常識が全くない学生と、そうではない人とは大分違うと思います。

ありがとうございました。どうぞ。

【澤井専門委員】 今のに関わるんですが、大学の方に教えてほしいんですけども、大学の知財本部が例えばそういうところの教育の一旦を担うということはないんですかね。

というのは、企業ですと、知財部が開発に対してもいろんな問題があったら、例えば交渉ごとでトラブルになったときに、そういうのがちゃんと集約されて知恵になって、それをきちんと教えてやっていくわけですね。

そうすると、単に教育のカリキュラムの中に入れるだけではなくて、知財本部というのは、もうできて活動しているわけなので、そこがもう少し、今言ったようなインターンシップに出すときの問題とか、そういうのを集約して教えるようなことが、人数の関係でできるかどうかはわかりませんが、そういうふうに大学知財部の役割を少し見直してみるのも一つの手かなという感じがします。

【松重専門委員】 教育の部分は非常に重要だと思います。ちょっと状況だけ言いますと、医学部系については、京大の場合は、社会健康医学系専攻に知的財産経営学コースというのがあり、そこで医学領域の知財の専門家の教育はしております。

それから、いわゆる教養レベルでも知財に対しての教育を2年ほど前から取り組んでいる。

そうした知財に関する教育は実は学生だけではなくて、恐らく先生方にも教育をやらなといけないと。そういう教職員を対象とした知財セミナーを企画・開催するのでなかなか受けに来られないという現実があります。やるべきことはわかっているんですけども、実質的にはオン・ザ・ジョブ的なところがあるかなと思います。

ただ、最近知財本部ができたので、知財教育を行なう母体が存在することは重要だし、そういった面で知財本部についても、実はその予算処置はあと1年半ぐらいいかないわけですので、こういった知財教育という基本的業務の継続も含めて今後の知財本部整備事業

のあり方について検討していただければと思います。

状況としては、そういう感じです。

【阿部会長】 本田専門委員か渡部専門委員、東京大学の状況が、もしおわかりでしたらどうぞ。

【渡部専門委員】 やはり知財本部は、基本的には対外的な活動、それから教員の啓発は、基本的には知財本部でやっていると思うんです。やはり学生の教育をコースとしてどうやって位置づけていくかということで、東大の場合は、そこはちょっと分かれているかなと。そういう意味では、資源が隣にあるわけですから、もっとコラボレートした方がいいということ、今、感じております。

【本田専門委員】 学生の側なんですけれども、東大のケースですと、やはり森下先生がおっしゃるように、工学部では2年次でしたか、ちゃんとした教育コースがあって特許というのを選択科目として選択するような仕組みがあるようです。

やはり教員への教育というところも、勿論知財部が担っていかなければいけないところだと思っんですが、やはり今、実際に出願や契約などかなり忙殺されているというような状況で、教育という部分に関しては、今、なかなかできない状況にはあります。また、仮に教員に対する知財教育の場を設けても参加者が多くないという問題もあります。

【阿部会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【秋元専門委員】 実は、私どもは司法試験を通過して裁判官になる前の方、あるいは法科大学院の方を実は受け入れているんです。その辺でちょっと問題は、司法試験を通過して裁判官になる前の方は、実は企業の中でも非常に具体的なケースまで扱ってもらっんです。

ところが、法科大学院の方は、実際には非常に企業機密があるということで出願とか、そういうところは教えられないんです。

どちらかという、おざなりな教育になってしまうと。インターンシップといって会社に来なくても、大学の授業でも教えられるようなことになるということで、この辺を非常に企業に入るといえるときに、どういう方が来られるか、あるいはそこでどういうカリキュラムをつくるかということを中心に考えていただかないといけないし、企業にとってみれば、ある意味では非常に負担なんです。やはりだれかが付いてきちんとやらないといけないということで、その辺をただこれをやるということだけで企業に押し付けられると、なかなか難しいかなという経験があります。

【阿部会長】 ありがとうございます。インターンシップの問題は、現実どこまで一般化されるかというのは、大変難しいところがあると思うんですが、こういうことの突破口を開けておくということなんだろうと思うんです。そこに意義があると。今、急速に人を増やすとか、実績を増やすというのは、なかなかおっしゃるように、学生の方も大学の方も大体どこまで手を挙げてくれるかわからないところもあると思いますので、こういうふうにかかせていただいているのは、そういう突破口のつもりと私は理解をしております。

大学と企業両方でいろんな工夫をしていかないと、おっしゃるように、書けば進むというものではないということはそのとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、今、いろんな御意見をいただきましたので、またいろいろ御意見もあろうかと思しますので、もしございましたら、事務局の方にお申し出をいただくということで、とりあえず今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

若干専門調査会を振り返ってみますと、本年の1月から5回の会合を開催いたしまして、第3期科学技術基本計画に盛り込まれた知的財産の創造・保護・活用に関する方針に沿いまして具体策の検討を進めていただいたわけでありまして、大変密度の濃い御議論をいただきまして、委員の皆様にご心から感謝を申し上げたいと思います。

「知的財産戦略について(案)」という、今日、おとりまとめいただきましたのは、国際的な権利取得その他について、いろんな方向性を書かせていただいたわけでありましてけれども、関係府省から見ると、大変重い項目もありまして、着実に実行をお願いしたいと考えているところでございます。当然のことですが、我々もそれに対して応援をしていかなければいけないわけでありまして。

それから、研究ライセンスに関する指針、これも本日おとりまとめいただいたわけでありましてけれども、大変デリケートな議論がありましたけれども、まとめていただきまして、大変意義があるものになったと思っております。委員の先生方はもとより、ワーキンググループの方々、とりわけ座長をお務めいただきました渡部専門委員に深く感謝を申し上げたいと思っております。

それから、ライフサイエンス分野のプロジェクトチームでありますけれども、これは大変難しい課題もたくさんあるわけでありましてけれども、とにかく一歩でも二歩でも進めていく重要な課題であると思っております。荒井専門委員の知的財産戦略本部とも連携を取りながら検討を進めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、しばらくお休みになることになりましたが、新たな検討が必要な課題がありましたらお集まりいただきますし、またライフサイエンスのプロジェクトチームの審議の進み方によってはここに御報告をしていただくこともあり得ますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、いろいろありがとうございました。

なお、本日の会議資料につきましては、公表の取扱いにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【阿部会長】 それでは、御異義がないということで、公表させていただきます。

事務局、何か連絡事項はありますか。

【事務局】 ございません。

【阿部会長】 それでは、長時間どうもありがとうございました。